

## 入札監理小委員会における審議の結果報告 要介護認定適正化事業

厚生労働省の要介護認定適正化事業については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

### 1. 対象業務の内容について

#### 【論点】

- ・認定業務の状況を全国の自治体との比較によって明らかにするための業務分析データの提供業務について、「認定結果に関するデータを分析するツールを設計・開発」という文言だと、かなり難しい業務という印象を与えてしまうので、実態に則した書きぶりにすべきではないか。

#### 【対応】

- ・業務内容を分かりやすくするため、「適正化を進めるに当たって必要となる指標、集計・分析すべき項目や、自治体へのデータ提示を行うためのレイアウト等を検討・決定」という書きぶりに修正した。

（資料 6—2 P 4）

#### 【論点】

- ・業務のうち、4 月 1 日からすぐ開始しなければならない e ラーニング及び質問受付窓口の運用については、既存の教材及びこれまでの Q and A を活用できるが、仮に業務開始までにタイムラグが発生してしまう場合でも、合理的な理由を提案書の中で説明していただければ適切に評価するという趣旨を説明会等でお話しいただけないか。

#### 【対応】

- ・御指摘を踏まえ、説明会等において説明を行うこととした。

（資料 6—2 P 5～7）

### 2. パブリック・コメントで寄せられた意見への対応について

平成 26 年 10 月 23 日から 11 月 5 日まで実施されたパブリック・コメントについて、2 者から 2 件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正を要する意見はなかった。

以上